

矯正施設の長
地方更生保護委員会委員長
保護観察所長

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程を次のように定める。

平成20年4月23日

法務大臣 鳩山邦夫

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程
目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 仮釈放等

第1節 仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院

第1款 法定期間経過の通告等（第7条—第10条）

第2款 矯正施設の長による申出（第11条・第12条）

第3款 審理の開始等（第13条—第15条）

第4款 被害者等の意見等の聴取（第16条—第20条）

第5款 許可決定の通知等（第21条—第24条）

第6款 審理の終結（第25条）

第7款 審理の再開（第26条・第27条）

第2節 刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了（第28条—第30条）

第3節 少年院に収容中の者の退院（第31条—第33条）

第3章 保護観察

第1節 通則

第1款 保護観察実施上の基本的事項（第34条—第44条）

第2款 住居の届出及び転居又は旅行の許可（第45条—第50条）

第3款 遵守事項（第51条—第55条）

第4款 生活行動指針（第56条）

第5款 指導監督（第57条）

第6款 補導援護及び応急の救護（第58条—第64条）

第7款 保護者に対する措置（第65条）

第8款 出頭の命令及び引致（第66条—第71条）

第9款 被害者等の心情等の伝達（第72条—第78条）

第2節 保護観察処分少年（第79条—第87条）

第3節 少年院仮退院者（第88条—第99条）

第4節 仮釈放者（第100条—第120条）

第5節 保護観察付執行猶予者（第121条—第134条）

第6節 婦人補導院仮退院者（第135条—第144条）

第4章 生活環境の調整

第1節 通則（第145条—第149条）

第2節 収容中の者に対する生活環境の調整（第150条—第156条）

第3節 保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整（第157条—第161条）

第5章 更生緊急保護（第162条—第165条）

第6章 雜則

第1節 刑執行停止中の者に対する措置（第166条—第168条）

第2節 調書、照会書等（第169条—第171条）

第3節 関係機関との連絡、共助（第172条—第177条）

第4節 受入受刑者の特例（第178条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、更生保護法（平成19年法律第88号。以下「法」という。）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、更生保護法施行令（平成20年政令第145号）及び犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号。以下「規則」という。）の規定に基づいて行う社会内における処遇に関する事務の取扱手続を規定し、もって当該事務の適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

（運用状況等の周知）

第3条 地方委員会及び保護観察所の長は、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務を適正かつ実効的に行うため、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得られるよう、更生保護に関する制度の目的、内容及び運用の状況その他必要と認める事項の周知に努めるものとする。

(合議体による審理)

第4条 法第24条の規定により地方委員会の合議体が行う審理は、地方委員会が指名する委員が主宰し、合議体を構成するすべての委員が、当該合議体が行うべき判断について意見及びその理由を述べ、評決する方法によるものとする。

(関係人呼出状)

第5条 法第25条第3項において準用する法第12条第1項の規定により地方委員会が関係人を呼び出す場合における規則第4条に規定する書面は、関係人呼出状（様式第1号）とする。

(決定書)

第6条 規則第5条に規定する決定書は、決定書（様式第2号）とする。

第2章 仮釈放等

第1節 仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院

第1款 法定期間経過の通告等

(身上関係事項の通知等)

第7条 規則第7条第1項前段の書面は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者については身上調査書（甲）（様式第3号）とし、少年法（昭和23年法律第168号）第24条第1項第3号の保護処分を受けた者については身上調査書（乙）（様式第4号）とする。

- 2 規則第7条第3項の書面は、身上調査書（丙）（様式第5号）とする。
- 3 規則第7条第5項前段の書面は、身上調査書（丁）（様式第6号）とする。
- 4 規則第7条第1項後段の規定による通知は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者については身上変動通知書（甲）（様式第7号）により、少年法第24条第1項第3号の保護処分を受けた者については身上変動通知書（乙）（様式第8号）によるものとする。
- 5 規則第7条第4項及び第5項後段の規定による通知は、身上変動通知書（甲）によるものとする。
- 6 矯正施設の長は、規則第7条第1項後段又は第5項後段の規定による通知が帰住予定地を変更し、又は従前の帰住予定地に並行して新たな帰住予定地を通知するものである場合において、新たな帰住予定地を管轄する保護観察所が変更前又は従前の帰住予定地を管轄する保護観察所と異なるときは、新たな帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、当該通知に併せて第1項又は第3項に規定する書面を送付するものとする。この場合には、変更前又は従前の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対しても、身上変

動通知書（甲）又は身上変動通知書（乙）により、通知するものとする。

- 7 前項前段の場合において、同項前段の通知の時までに、当該通知に係る者について規則第7条第1項後段又は第5項後段の規定による通知をしているときは当該通知に係る身上変動通知書（甲）又は身上変動通知書（乙）のうち必要と認めるものの写しを、第153条の規定により生活環境調整状況通知書の送付を受けているときは当該生活環境調整状況通知書のうち必要と認めるものの写しを併せて送付するものとする。第9条第3項の規定により身上変動通知書（甲）若しくは身上変動通知書（乙）の写し又は生活環境調整状況通知書の送付を受けているときも、同様とする。
- 8 矯正施設の長は、規則第7条第1項前段又は第5項前段の規定による通知をするときは、当該通知に係る者が作成した帰住予定地付近の略図を当該通知に併せて送付するものとする。第6項前段の規定により新たな帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対して第1項又は第3項に規定する書面を送付するときも、同様とする。

（更生保護施設等を帰住予定地とする場合の通知先）

第8条 矯正施設の長は、収容している者の希望、生活歴、心身の状況、釈放後の生活の計画、家族の状況等を考慮し、当該収容している者の釈放後の住居を更生保護施設その他の施設とすることが相当であると認めるときは、その者の改善更生に資すると認める地域を管轄する保護観察所の長に対し、規則第7条第1項又は第5項の規定による通知をするものとする。この場合において、地域を特定できないときは、当該矯正施設の所在地を管轄する保護観察所の長に対し、通知するものとする。

（収容中の者の移送の通知）

第9条 矯正施設の長は、刑、保護処分若しくは補導処分の執行のため収容している者又は労役場に留置している者を他の矯正施設に移送したときは、第7条第1項から第3項までに規定する書面（以下「身上調査書」という。）を送付した地方委員会及び保護観察所の長（同条第6項後段の規定による送付を受けた変更前の帰住予定地を管轄する保護観察所の長を除く。）に対し、被収容者移送通知書（様式第9号）により、その旨を通知するものとする。

- 2 矯正施設の長は、前項の場合には、移送先の矯正施設の長に対し、当該移送に係る者の身上調査書を送付するものとする。
- 3 前項の場合において、第1項の移送の時までに当該移送に係る者について、規則第7条第1項後段又は第5項後段の規定による通知をしているときは当該通知に係る身上変動通知書（甲）又は身上変動通知書（乙）の写しを、第153条の規定により生活環境調整状況通知書の送付を受けているときは当該生活環境調整状況通知書を併せて送付するものとする。当該移送に係る者が第1項の移送の前に他の矯正施設から移送されたものであって、当該他の矯正施設の長から身上変動通知書（甲）若しくは身上変動通知書

(乙) の写し又は第153条に規定する生活環境調整状況通知書の送付を受けているときはも、同様とする。

4 地方委員会は、第1項の規定による通知を受けた場合において、移送先の矯正施設の所在地が他の地方委員会の管轄区域内にあるときは、当該他の地方委員会に対し、当該通知に係る者の身上調査書を送付するものとする。この場合において、当該通知に係る者の身上変動通知書（甲）、身上変動通知書（乙）又は第153条に規定する生活環境調整状況通知書の送付を受けているときは、これらを併せて送付するものとする。

（法定期間経過の通告の書面）

第10条 規則第8条第2項及び国際受刑者移送法施行規則（平成15年法務省令第15号）第4条に規定する書面は、法定期間経過通告書（様式第10号）とする。

第2款 矯正施設の長による申出

（仮釈放等の申出の方式）

第11条 規則第15条第1項に規定する書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第34条第1項の規定による申出については仮釈放申出書（様式第11号）
- (2) 法第34条第2項の規定による申出については仮出場申出書（様式第12号）
- (3) 少年院法（昭和23年法律第169号）第12条第2項及び規則第13条第1項の規定による申出については少年院仮退院申出書（様式第13号）
- (4) 売春防止法第25条第3項の規定による申出については婦人補導院仮退院申出書（様式第14号）

（仮釈放等の申出の取下げ）

第12条 規則第16条の規定による仮釈放等の申出の取下げは、申出取下書（様式第15号）によるものとする。ただし、急速を要するときは、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により当該申出取下書の写しを送付して行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、事後において、速やかに、申出取下書を送付するものとする。

第3款 審理の開始等

（仮釈放等の審理開始の判断のための調査）

第13条 規則第17条第2項に規定する書面は、申告票（様式第16号）とする。

（申出によらない仮釈放等の審理の開始）

第14条 地方委員会は、法第35条（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）第2項の規定により意見を聴くときは、審理の開始に関する求意見書（様式第17号）によるものとする。

2 審理の開始に関する求意見書を受理した矯正施設の長は、審理の開始に関する意見書（様式第18号）により、意見を述べるものとする。

3 審理の開始に関する意見書を受理した地方委員会は、法第35条第1項の規定により審理を開始し、又はこれをしない旨の判断をしたときは、前項の矯正施設の長に対し、審理の開始に関する通知書（様式第19号）により、その旨を通知するものとする。

（仮釈放等審理事件に係る事務の開始）

第15条 地方委員会は、次に掲げる場合には、仮釈放等審理事件に係る事務を開始するものとする。

- (1) 法第34条第1項若しくは第2項、少年院法第12条第2項、規則第13条第1項又は売春防止法第25条第3項の規定による申出を受けたとき。
- (2) 法第35条第1項の規定により審理を開始することとしたとき。
- (3) 規則第23条の規定により引き続き審理を行うこととなったとき。

第4款 被害者等の意見等の聴取

（意見等を述べたい旨の申出）

第16条 地方委員会又は法第38条（法第42条において準用する場合を含む。以下同じ。）第2項の規定による申出の受理に関する事務の嘱託を受けた保護観察所の長は、法第38条第1項に規定する申出については、原則として書面の提出を求めるものとする。

2 前項の書面は、意見等陳述申出書（様式第20号）とする。

（意見等の聴取の方法）

第17条 地方委員会又はその構成員である委員は、法第38条第1項の規定により被害者等から意見等の陳述を聴取したときは、当該陳述の内容を記載した書面を作成するものとする。

2 規則第25条第2項に規定する書面は、意見等記述書（様式第21号）とする。

3 保護観察官は、規則第25条第2項の規定により被害者等の陳述の内容を録取するときは、意見等録取書（様式第22号）を作成し、これを当該被害者等に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、署名押印を求めるものとする。

（意見等の聴取に係る通知）

第18条 規則第26条第1項の規定による通知は、意見等聴取通知書（様式第23号）によるものとする。

2 規則第26条第2項の規定による通知は、意見等の聴取をしない旨の通知書（様式第24号）によるものとする。

（意見等の聴取に関する事務の嘱託）

第19条 地方委員会は、法第38条第2項の規定により申出の受理に関する事務又は意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託するときは、嘱託に係る事務の内容を明らかにした書面を、嘱託先の保護観察所の長に送付するものとする。

- 2 前項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務の嘱託を受けた保護観察所の長は、被害者等の希望に応じ、保護観察官又は保護司をして、意見等の陳述又は規則第25条第2項に規定する書面の作成に関する相談その他の法第38条第1項の規定による意見等の聴取を円滑に実施するために必要な援助を行わせるものとする。
- 3 第1項の嘱託を受けた保護観察所の長は、当該嘱託に係る事務が終了したときは、速やかに、その旨及び当該事務として実施した事項を記載した書面により、報告するものとする。

(聴取した意見等の取扱い)

第20条 地方委員会は、法第38条第1項の規定により聴取した被害者等の意見等を、仮釈放又は少年院からの仮退院を許すか否かを判断するに当たって考慮するほか、これを許す場合に法第52条第2項の規定により特別遵守事項を定めるに当たって考慮するものとする。

第5款 許可決定の通知等

(仮釈放等の許可決定の通知)

第21条 地方委員会は、仮釈放等を許す旨の決定をしたときは、当該決定を受けた者が収容され、又は留置されている矯正施設の長に対し、決定通知書（様式第25号）により、その旨を通知するものとする。

- 2 地方委員会は、仮釈放等（仮出場を除く。次条第1項、第23条第1項及び第24条第3項において同じ。）を許す旨の決定をしたときは、法第39条第3項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定により特定した居住すべき住居（法第51条第2項第5号（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により宿泊すべき特定の場所を定めた場合には、当該場所）の所在地（以下「指定帰住地」という。）を管轄する保護観察所の長に対し、決定通知書により、その旨を通知するものとする。この場合において、当該保護観察所の長以外の他の保護観察所の長が、当該決定を受けた者について法第82条又は売春防止法第24条第1項の規定による生活環境の調整（以下「収容中の生活環境調整」という。）を行っているときは、当該他の保護観察所の長に対しても、決定通知書により、通知するものとする。

(遵守事項の通知)

第22条 地方委員会は、仮釈放等を許す旨の決定による釈放の時までに、法第52条第2項（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は法第53条第2項（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により特別遵守事項を取り消す旨の決定をしたときは、当該決定を受けた者を収容し、又は留置している矯正施設

の長及び当該決定を受けた者の指定帰住地を管轄する保護観察所の長に対し、決定通知書により、その旨を通知するものとする。この場合には、地方委員会は、第55条第1項に規定する遵守事項通知書を併せて送付するものとする。

- 2 地方委員会は、前条第1項の規定による通知をする場合において、特別遵守事項を定める旨の決定をしていないときは、第55条第1項に規定する遵守事項通知書を当該通知に併せて送付するものとする。

(仮釈放等に際しての矯正施設の長の措置)

第23条 矯正施設の長は、仮釈放等を許す旨の決定を受けた者を釈放するときは、第55条第1項に規定する遵守事項通知書をその者に交付するものとする。この場合において、規則第53条第2項において準用する同条第1項の規定により誓約をすることを求めるに当たっては、当該遵守事項通知書に誓約を意味する署名押印を求めるものとする。

- 2 矯正施設の長は、仮釈放等を許す旨の決定を受けた者を釈放するときは、当該決定に係る決定書の謄本をその者に交付するものとする。
- 3 仮釈放又は仮出場を許す旨の決定を受けた者を釈放した刑事施設の長は、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者を釈放した婦人補導院の長は、売春防止法第17条第1項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、それぞれ釈放通知書（甲）（様式第26号）により、その旨を通知するものとする。

(仮釈放等を許す旨の決定をしない旨の判断をした場合等の通知)

第24条 規則第32条第2項の規定による通知は、審理結果通知書（様式第27号）によるものとする。

- 2 地方委員会は、規則第32条第1項第3号又は第4号に該当することにより仮釈放等を許すか否かに関する審理を終結したときは、当該審理の対象とされていた者を収容し、又は留置している矯正施設の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。
- 3 地方委員会は、規則第32条第1項第2号から第4号までに該当することにより仮釈放等を許すか否かに関する審理を終結したときは、当該審理の対象とされていた者について収容中の生活環境調整を行っている保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

第6款 審理の終結

第25条 地方委員会は、次に掲げる場合には、仮釈放等審理事件に係る事務を終結するものとする。

- (1) 仮釈放等を許す旨の決定をした場合において、法第39条第2項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の釈放すべき

日が到来したとき。

- (2) 規則第32条第1項第2号から第4号までに該当することにより仮釈放等を許すか否かに関する審理を終結したとき。
- (3) 規則第23条の規定により他の地方委員会が引き続き審理を行うこととなったとき。

第7款 審理の再開

(審理再開事由の通知)

第26条 規則第33条第1項の規定による通知は、審理再開事由等通知書（様式第28号）によるものとする。ただし、急速を要するときは、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により当該審理再開事由等通知書の写しを送付して行うことができる。

- 2 前項ただし書の場合には、事後において、速やかに、審理再開事由等通知書を送付するものとする。

(審理の再開の通知)

第27条 規則第34条の規定による通知は、審理の再開等に関する通知書（様式第29号）によるものとする。ただし、急速を要するときは、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により当該審理の再開等に関する通知書の写しを送付して行うことができる。

- 2 前項ただし書の場合には、事後において、速やかに、審理の再開等に関する通知書を送付するものとする。
- 3 地方委員会は、規則第33条第1項の規定による通知を受けた場合において、法第39条第4項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開をしない旨の判断をしたときは、当該通知をした矯正施設の長又は保護観察所の長に対し、審理の再開等に関する通知書により、その旨を通知するものとする。

第2節 刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了

(刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の申出)

第28条 法第43条の規定による申出は、刑事施設等に収容中の者の不定期刑終了申出書（様式第30号）によるものとする。

- 2 第12条の規定は、規則第37条において準用する規則第16条の規定により法第43条の規定による申出を取り下げる場合について準用する。

(刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の決定の通知等)

第29条 法第44条第2項の書面は、決定通知書とし、同項に規定する証明書は、不定期刑終了証明書（様式第31号）とする。

- 2 地方委員会は、法第44条第2項の規定による通知をするときは、同項の刑事施設の長又は少年院の長に対し、不定期刑終了証明書を併せて送付し、同条第1項の決定を受けた者に対する交付を嘱託するものとする。

- 3 刑事施設の長又は少年院の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、不定期刑終了証明書を法第44条第1項の決定を受けた者に交付するものとする。
- 4 第23条第2項の規定は、法第44条第1項の決定を受けた者を釈放する場合について準用する。
- 5 地方委員会は、法第44条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた者について収容中の生活環境調整を行っている保護観察所の長に対し、決定通知書により、その旨を通知するものとする。
- 6 第24条の規定は、規則第37条において準用する規則第32条第1項の規定により法第44条第1項の決定をするか否かに関する審理を終結した場合について準用する。
(刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の決定による釈放の通知)

第30条 刑事施設の長又は少年院の長は、法第44条第1項の決定を受けた者を釈放したときは、当該決定をした地方委員会に対しては釈放通知書（乙）（様式第32号）により、不定期刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対しては釈放通知書（甲）により、それぞれその旨を通知するものとする。

第3節 少年院に収容中の者の退院

(少年院に収容中の者の退院の申出)

第31条 少年院法第12条第1項の規定による申出は、少年院に収容中の者の退院申出書（様式第33号）によるものとする。

- 2 第12条の規定は、規則第40条において準用する規則第16条の規定により少年院法第12条第1項の規定による申出を取り下げる場合について準用する。
(少年院に収容中の者の退院の決定の通知等)

第32条 法第46条第2項に規定する証明書は、退院証明書（様式第34号）とする。

- 2 地方委員会は、法第46条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた者が収容されている少年院の長に対し、決定通知書により、その旨を通知するものとする。
- 3 地方委員会は、前項の規定による通知をするときは、同項の少年院の長に対し、退院証明書を併せて送付し、法第46条第1項の決定を受けた者に対する交付を嘱託するものとする。
- 4 少年院の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、退院証明書を法第46条第1項の決定を受けた者に交付するものとする。
- 5 第23条第2項の規定は、法第46条第1項の決定を受けた者を釈放する場合について準用する。
- 6 地方委員会は、法第46条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた者について収容中の生活環境調整を行っている保護観察所の長に対し、決定通知書により、その旨を通知するものとする。

7 第24条の規定は、規則第40条において準用する規則第32条第1項の規定により法第46条第1項の決定をするか否かに関する審理を終結した場合について準用する。
(少年院に収容中の者の退院の決定による釈放の通知)

第33条 少年院の長は、法第46条第1項の決定を受けた者を釈放したときは、当該決定をした地方委員会に対し、釈放通知書（乙）により、その旨を通知するものとする。

第3章 保護観察

第1節 通則

第1款 保護観察実施上の基本的事項

(保護観察事件に係る事務の開始)

第34条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、保護観察事件に係る事務を開始するものとする。

- (1) 家庭裁判所から少年法第24条第1項第1号の決定をした旨の通知を受けたとき又は検察庁から執行事務規程（平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令）第7条の規定による通知を受けたとき。ただし、当該通知を受ける前に保護観察事件に係る事務を開始する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 第21条第2項前段の規定による通知があった者について、法第39条第2項の釈放すべき日が到来したとき。
- (3) 保護観察事件の移送を受けたとき。

(保護観察の開始時における措置)

第35条 保護観察所の長は、前条各号に掲げる場合には、規則第43条第1項の規定により保護観察官を指名するものとする。

2 保護観察所の長は、前条第1号及び第2号に掲げる場合には、速やかに、前項の保護観察官（以下「主任官」という。）又は他の保護観察官をして、保護観察対象者と面接させるものとする。

3 保護観察所の長は、前条第1号に掲げる場合には、主任官又は他の保護観察官をして、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に関する次に掲げる事項を記載した書面を作成させるものとする。ただし、交通事件（車両の運転による刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号），道路交通法（昭和35年法律第105号），自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号），道路運送法（昭和26年法律第183号），道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定める罪を犯し、又はこれらに係る刑罰法令に触れる行為に係る事件をいう。以下同じ。）により保護処分の言渡しを受けた保護観察処分少年について、とるべき措置の内容等により必要ないと認めるときは、その

作成を省略することができる。

- (1) 氏名、生年月日、職業、本籍及び住居
- (2) 保護観察処分少年については少年法第24条第1項第1号の保護処分をした家庭裁判所の名称、その年月日及び非行名、保護観察付執行猶予者については刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の名称、言渡し及びその裁判の確定の年月日、罪名、刑名、刑期並びに刑の執行猶予の期間
- (3) 犯罪又は非行の概要、動機及び原因
- (4) 共犯者の状況
- (5) 被害者等の状況
- (6) 性格、経歴、心身の状況、家庭環境及び交友関係
- (7) 居住地の生活環境
- (8) 家族その他の関係人の状況
- (9) 生活の計画
- (10) その他参考となる事項

(保護観察の実施計画)

第36条 規則第42条第1項本文に規定する実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指導監督及び補導援護を行うことにより改善を図ろうとする課題又は達成しようとする目標
- (2) 保護観察対象者との接触の頻度及び方法
- (3) 保護観察対象者に対し書面による報告又は資料の提示を定期的に求める場合には、その内容及び方法
- (4) 法第57条（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）
第1項第3号に規定する専門的処遇を実施する場合には、その内容及び方法
- (5) 前3号に掲げるもののほか、規則第41条第1項の規定により把握した結果に基づいて行うこととする指導監督の内容
- (6) 規則第41条第2項の規定により把握した結果に基づいて行うこととする補導援護の内容
- (7) 規則第63条第1項に規定する措置として必要と認められるものの内容（保護観察に付されている少年に限る。）
- (8) その他保護観察所の長が保護観察対象者の改善更生を図るために必要があると認める措置の内容

2 主任官は、前項の実施計画を作成し、又は見直しを行った場合において、規則第43条第2項又は第3項の規定により保護司が指名されているときは、当該保護司（以下

「担当保護司」という。)に対し、その内容を通知するものとする。

(保護司の指名)

第37条 保護観察所の長は、規則第43条第2項又は第3項の規定による保護司の指名(以下「担当保護司の指名」という。)をするときは、保護観察対象者に関する第35条第3項第3号から第10号までに掲げる事項及び前条第1項各号に掲げる事項を考慮し、当該保護観察対象者の犯罪的傾向その他の保護観察の実施に支障を生じさせるおそれのある問題性の有無及びその内容を把握した上で、保護司に過重な負担とならないよう配慮するものとする。

(保護司に対する通知等)

第38条 保護観察所の長は、担当保護司の指名をしたときは、当該担当保護司に対し、保護観察対象者の氏名及び生年月日を記載した書面により、その旨を通知するものとする。

2 主任官は、前項の場合には、担当保護司に対し、同項の保護観察対象者に係る第7条第1項又は第3項に規定する書面、第35条第3項に規定する書面その他の関係書類を交付するものとする。

3 保護観察所の長は、担当保護司の指名をしたときは、主任官と担当保護司の適切な役割分担がなされるよう、主任官及び担当保護司との協働の方法について配慮し、主任官に対し、必要な指示をするものとする。

(保護観察事件記録の作成)

第39条 保護観察所の長は、主任官をして、規則第41条第1項又は第2項の規定により把握した結果、保護観察対象者に対して行った指導監督及び補導援護の内容、保護観察対象者の遵守事項の遵守の状況及び生活態度その他の必要な事項を書面に記録させ、保護観察事件ごとに、当該書面、次条第1項及び第2項の規定による報告の書面その他の関係書類を編てつした保護観察事件記録を作成させるものとする。

(担当保護司による保護観察の経過等の報告)

第40条 担当保護司は、月ごとに、保護観察所の長に対し、書面により、保護観察対象者に対して行った指導監督及び補導援護の内容、保護観察対象者の遵守事項の遵守の状況及び生活態度等について報告するものとする。ただし、当該保護観察対象者が、法第70条第1項の規定により保護観察を一時的に解除されているとき、法第77条第1項の規定により保護観察を停止されているとき、刑法第25条の2第2項の規定により保護観察を仮に解除しているときその他保護観察所の長が報告を要しないものと認めるときは、この限りでない。

2 担当保護司は、前項の規定によるほか、保護観察対象者について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に対し、書面により、その旨及び

その内容を報告するものとする。ただし、急速を要するときは、電話その他の適当な方法によることができる。

- (1) 無断で転居し、又は所在が不明となったとき。
- (2) 犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動を認めたとき。
- (3) 遵守事項を遵守しなかったと認めるとき（その程度が軽微な場合を除く。）。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他保護観察の実施に重大な支障が生じたとき。

3 主任官は、前2項の報告について、規則第42条第2項の規定による実施計画の見直し、保護観察対象者に対する指示、担当保護司に対する指導及び助言その他の必要な措置をとるものとする。

（所在調査）

第41条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、法第50条（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）第4号に規定する住居に居住していないこと（法第51条第2項第5号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊していないこと）を認めたとき（その居住地を把握している場合を除く。）は、主任官をして、その所在の調査を行わせるものとする。

2 前項の規定による調査は、保護観察対象者の引受人、家族その他の関係人から必要な情報の提供を求めること、関係機関に対し必要な協力を求めることその他の方法により、継続的に行うものとする。

3 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護司をして、第1項の調査を補助させるものとする。

4 前項の規定により調査を行った保護司は、保護観察所の長に対し、書面により、当該調査の内容及びその結果について報告するものとする。ただし、当該調査の結果、保護観察対象者の所在の判明に結び付く事実を把握したときは、速やかに、電話その他の適当な方法により、その旨を報告するものとする。

5 主任官は、前項ただし書の報告について、保護観察対象者の所在を把握するために必要な措置をとるものとする。

（所在調査の嘱託等）

第42条 保護観察所の長は、前条第1項の規定による調査において、他の保護観察所の管轄区域内に保護観察対象者が居住している疑いがあると認めるときその他必要があると認めるときは、当該調査に関する事務を、当該他の保護観察所の長に嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託は、嘱託に係る調査の内容を明らかにした書面を、嘱託先の保護観察所の長に送付して行うものとする。

- 3 第1項の規定による嘱託を受けた保護観察所の長は、嘱託に係る調査が終了したときは、速やかに、その旨及び当該調査の結果を記載した書面により、報告するものとする。
- 4 保護観察所の長は、前項に規定する場合のほか、当該保護観察所の管轄区域内において他の保護観察所が保護観察を実施すべき保護観察対象者が所在していることを認めたとき（当該他の保護観察所の長がその所在を把握しているときを除く。）は、速やかに、当該保護観察対象者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、書面により、その旨を通知するものとする。

（保護観察事件の移送）

第43条 保護観察所の長は、保護観察対象者が他の保護観察所の管轄区域内に居住していることを認めたときは、速やかに、当該他の保護観察所の長に対し、保護観察事件を移送するものとする。保護観察対象者が他の保護観察所の管轄区域内に所在していることを認めた場合であって必要があると認めるときも、同様とする。

- 2 保護観察所の長は、前項の規定により移送をするときは、速やかに、移送先の保護観察所の長に対し、保護観察事件記録その他の関係書類を送付するものとする。

（保護観察における措置の共助）

第44条 保護観察所の長は、規則第44条の規定により共助の依頼をするときは、依頼先の保護観察所の長に対し、当該共助に係る指導監督、補導援護その他保護観察における措置（以下「共助に係る措置」という。）の内容を明らかにした書面を送付するものとする。

- 2 前項の共助の依頼を受けた保護観察所の長は、共助に係る措置を終了し、又は共助に係る措置をとることができなかつたときは、速やかに、その旨及び共助に係る措置の実施状況（共助に係る措置をとることができなかつたときは、その理由）を記載した書面により、報告するものとする。

第2款 住居の届出及び転居又は旅行の許可

（住居の届出）

第45条 法第50条第3号の届出は、書面により行わせるものとする。

- 2 規則第45条及び前項の書面は、住居届出書（様式第35号）とする。

（転居又は旅行の許可の申請）

第46条 規則第46条に規定する書面は、転居・旅行許可申請書（様式第36号）とする。

（転居後の住居又は旅行先の調査）

第47条 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護司をして、規則第47条第1項の規定による調査を補助させるものとする。

- 2 前項の規定により調査を行った保護司は、保護観察所の長に対し、書面により、当該

調査の内容及びその結果について報告するものとする。

- 3 保護観察所の長は、規則第47条第2項の規定による嘱託をするときは、嘱託先の保護観察所の長に対し、嘱託に係る調査の内容を明らかにした書面を送付するものとする。
- 4 前項の規定による嘱託を受けた保護観察所の長は、当該嘱託に係る調査が終了したときは、速やかに、その旨及び当該調査の結果を記載した書面により、報告するものとする。

(転居又は旅行の許可に関する通知等)

第48条 保護観察所の長は、規則第46条の規定による申請を受けた場合において、転居又は旅行を許可し、又は許可しないこととしたときは、当該申請をした保護観察対象者に対し、転居・旅行の許可に関する通知書（様式第37号）により、その旨を通知するものとする。ただし、急速を要するときは、電話その他の適当な方法によることができる。

- 2 保護観察所の長は、保護観察対象者の転居を許可する場合において、転居後の住居の所在地が他の保護観察所の管轄区域内にあるときは、当該保護観察対象者に対し、出頭すべき日時を定めて、当該他の保護観察所への出頭を指示するものとする。ただし、転居後速やかに出頭させることを困難とする特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 保護観察所の長は、前項の場合には、同項の他の保護観察所の長に対し、保護観察対象者との連絡方法その他の必要な事項を記載した書面を送付し、第44条第1項の規定により、出頭があった場合における面接の実施その他の必要な措置の共助を依頼するものとする。

(転居時における保護観察事件の移送)

第49条 保護観察所の長は、第43条第1項の規定にかかわらず、保護観察対象者が、前条第2項本文の規定による指示により転居後の住居の所在地を管轄する他の保護観察所に出頭したことを確認したときは、速やかに、当該他の保護観察所の長に対し、保護観察事件を移送するものとする。

- 2 第43条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(旅行中における保護観察の共助)

第50条 保護観察所の長は、保護観察対象者の旅行を許可する場合において、必要があると認めるときは、その旅行先を管轄する他の保護観察所の長に対し、第44条第1項の規定により、旅行中の保護観察対象者の指導監督及び補導援護の共助を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による共助の依頼を受けた保護観察所の長は、当該共助の期間が1月以上にわたる場合には、第44条第2項の規定によるほか、月ごとに、書面により、前項の保護観察対象者に対して行った指導監督及び補導援護の内容、当該保護観察対象者の遵

守事項の遵守の状況及び生活態度等について報告するものとする。

- 3 第1項の規定による共助の依頼を受けた保護観察所の長は、前項の規定によるほか、同項の保護観察対象者について、第40条第2項各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、速やかに、書面により、その旨及びその内容を報告するものとする。
- 4 第35条第1項の規定は第1項の規定による共助の依頼を受けた場合について、第37条、第38条、第40条及び第87条の規定は当該共助の依頼を受けた保護観察所の長が保護司をして当該共助に係る指導監督及び補導援護を行わせる場合について、それぞれ準用する。

第3款 遵守事項

(保護観察処分少年の特別遵守事項の設定及び変更)

第51条 規則第49条第2項の書面は、特別遵守事項に関する求意見書（甲）（様式第38号）とする。

- 2 保護観察所の長は、規則第49条第2項の必要な資料として、保護観察事件記録を提示し、又は保護観察事件記録に編てつされた書類のうち必要と認められるものの写しを提出するものとする。

(少年院仮退院者、仮釈放者等の特別遵守事項の設定、変更及び取消し)

第52条 規則第50条第2項（規則第52条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知は、審理再開事由等通知書によるものとする。ただし、急速を要するときは、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により当該審理再開事由等通知書の写しを送付して行うことができる。

- 2 前項ただし書の場合には、事後において、速やかに、審理再開事由等通知書を送付するものとする。
- 3 地方委員会は、規則第50条第2項の規定による通知を受けた場合において、法第52条第2項及び法第53条第2項の決定をしない旨の判断をしたときは、当該通知をした矯正施設の長又は保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。
- 4 規則第50条第3項及び規則第52条第2項の書面は、特別遵守事項に関する申出書（様式第39号）とする。
- 5 前条第2項の規定は、規則第50条第3項及び規則第52条第2項の必要な資料について準用する。

(特別遵守事項の設定等に係る決定の通知等)

第53条 地方委員会は、法第52条第2項に規定する申出により同項の決定をしたとき又は法第53条第2項に規定する申出により同項の決定をしたときは、当該決定を受けた少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者の保護観察をつかさどる保護観察

所の長に対し、決定書の謄本を送付し、当該少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者に対する交付を嘱託するものとする。

- 2 保護観察所の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、決定書の謄本を少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者に交付して受領書（甲）（様式第40号）を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。
- 3 保護観察所の長は、第1項の規定による嘱託を受けたときは、速やかに、第55条第1項に規定する遵守事項通知書を作成し、前項の規定による決定書の謄本の交付に併せて、これを交付するものとする。
- 4 地方委員会は、第2項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第52条第2項又は法第53条第2項の決定を受けた少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。
- 5 地方委員会は、法第52条第2項又は法第53条第2項に規定する申出の内容の全部又は一部について法第52条第2項又は法第53条第2項の決定をしない旨の判断をしたときは、当該申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

（保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の設定及び変更）

第54条 規則第51条第2項の書面は、特別遵守事項に関する求意見書（乙）（様式第41号）とする。

- 2 第51条第2項の規定は、法第52条第5項の必要な資料について準用する。

（遵守事項の通知）

第55条 法第54条第1項及び第2項（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面並びに法第55条（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。）第1項及び第2項に規定する書面は、遵守事項通知書（様式第42号）とする。

- 2 規則第52条第5項の規定による通知は、遵守事項通知書によるものとする。
- 3 遵守事項通知書には、一般遵守事項及びこれを交付する時にその交付を受ける保護観察対象者について定められているすべての特別遵守事項を記載するものとする。
- 4 規則第53条第1項前段の規定により誓約をすることを求めるに当たっては、遵守事項通知書に誓約を意味する署名押印を求めるものとする。

第4款 生活行動指針

（生活行動指針の通知）

第56条 法第56条第2項（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面及び規則第55条第3項の書面は、生活行動指針通知書（様式第43号）

とする。

- 2 生活行動指針通知書には、これを交付する時にその交付を受ける保護観察対象者について定められているすべての生活行動指針を記載するものとする。

第5款 指導監督

(指導監督の方法)

第57条 法第57条第1項の規定による指導監督は、次に掲げる方法その他の保護観察所の長が必要と認める方法によって行うものとする。

- (1) 保護観察対象者に対し、保護観察所その他の適当な場所への出頭を命じ、若しくは呼び出すこと又は保護観察対象者の住居等を訪問することにより面接を行うこと、電話若しくは書面による報告又は資料の提示を指示することその他の方法により、遵守事項を遵守しているかどうか、生活行動指針に即して生活し、及び行動しているかどうか並びに心身の状況、生活態度、家庭環境、交友関係、住居、就業又は通学に係る生活環境その他の指導監督を行う上で必要な事項を把握すること。
 - (2) 前号の規定により把握した結果に基づき、健全な生活態度を保持することの妨げとなっている行状を改めるよう指示し、又は自発的に健全な生活態度を保持するよう促すための助言その他の措置をとること。
 - (3) 被害者等の心情、その置かれている状況等を理解させ、その被害の回復、謝罪等を行う必要があることを自覚させること。
 - (4) 規制薬物に対する依存その他特定の犯罪的傾向の原因となる自己統制力の不足、認知の偏り等を改善することを内容とする専門的処遇を実施すること。
 - (5) 交通事件により刑又は保護処分を言い渡され保護観察に付されている者について、交通に関する法令を遵守する態度をかん養し、交通の安全に関する知識を向上させるための課題を学習させ、又は講習を受けさせること。
- 2 保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する指導監督は、その情操の保護に配慮しつつ、少年の心理その他の特性に対する理解をもって、健全な少年の育成を期して行うものとする。
- 3 少年院仮退院者又は仮釈放者に対して第1項第4号に規定する専門的処遇を実施する場合において、刑事施設又は少年院において同様の指導又は処遇が行われているときは、当該指導又は処遇との一貫性に配慮するものとする。
- 4 法第57条第2項の規定による宿泊場所の供与は、保護観察対象者の居住地の生活環境、必要とする指導監督の内容等を考慮し、期間を定めて、行うものとする。
- 5 前項の規定により定めた期間は、保護観察対象者の心身の状況、指導監督の状況等を考慮し、変更することができる。

第6款 補導援護及び応急の救護

(基本的留意事項)

第58条 保護観察所の長は、補導援護及び応急の救護を行うに当たっては、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者から必要な援助又は協力が得られるよう、あらかじめ、必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、緊密な連携を保つものとする。

2 保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する補導援護及び応急の救護は、少年の年齢、経歴、家庭環境等を考慮し、心身ともに健全な少年の育成及び自立の支援を期して行うものとする。

(職業紹介依頼書)

第59条 保護観察所の長は、補導援護を行うに当たって、保護観察対象者の職業紹介を公共職業安定所に依頼するときは、職業紹介依頼書（様式第44号）によるものとする。
(とるべき措置の選定)

第60条 保護観察所の長は、規則第58条第1項の規定により補導援護としてとるべき措置を選定し、又は規則第66条第1項の規定により救護としてとるべき措置を選定するときは、保護観察官をして、保護観察対象者と面接させ、必要な調査を行わせるものとする。ただし、あらかじめ面接を行うことを困難とする特段の事情があるときは、面接させることを要しない。

2 保護観察所の長は、法第62条（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）第3項の規定により救護を委託して行う場合であって、必要があると認めるときは、受託者に対し、併せて法第61条第2項（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補導援護の委託をすることができる。

(委託の手続)

第61条 規則第59条第1項（規則第67条において準用する場合を含む。）本文に規定する書面は、補導援護・救護委託書（様式第45号）とする。

2 規則第56条第2項の規定による職業訓練を委託するときは、前項の規定にかかわらず、職業訓練委託書（様式第46号）によるものとする。

3 規則第57条の規定による生活指導として規制薬物等に対する依存の改善に資する訓練を委託するときは、第1項の規定にかかわらず、薬物依存回復訓練委託書（様式第46号の2）によるものとする。

(誓約書の提出)

第62条 規則第60条（規則第67条において準用する場合を含む。）の規定による誓約は、保護観察対象者に誓約書（様式第47号）を提出させて行わせるものとする。

2 保護観察所の長は、前項の誓約書の写しを、補導援護・救護委託書、職業訓練委託書又は薬物依存回復訓練委託書に添えて受託者に送付するものとする。

(実施報告等)

第63条 規則第61条第1項（規則第67条において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面は、委託措置実施報告書（様式第48号）とする。

2 規則第56条第2項の規定による職業訓練を委託した場合における規則第61条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、職業訓練実施報告書（様式第49号）によるものとする。

3 第61条第3項の訓練を委託した場合における規則第61条第1項の規定による報告は、第1項の規定にかかわらず、薬物依存回復訓練実施報告書（様式第49号の2）によるものとする。

4 前3項の報告は、委託が終了した後、速やかに行わせるものとする。ただし、委託に係る事務の実施がその月の翌月以降も継続する場合には、実施の月の翌月5日までに報告させるものとする。

5 保護観察所の長は、受託者による措置が保護観察の実施上その効果を十分に発揮するよう、これらの者との緊密な連携の確保に努めるものとする。

(委託の変更及び解除)

第64条 規則第62条第2項（規則第67条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による委託内容の変更の通知は、委託内容変更通知書（様式第50号）によるものとする。

2 規則第62条第2項の規定による委託の解除の通知は、委託解除通知書（様式第51号）によるものとする。

第7款 保護者に対する措置

第65条 保護観察所の長は、次に掲げる場合において、保護観察に付されている少年及びその保護者との関係を考慮し、必要があると認めるときは、当該保護者の同席を求め、規則第63条第1項第1号に規定する措置をとるものとする。

- (1) 保護観察に付されている少年と第35条第2項の規定による面接を行うとき。
- (2) 保護観察に付されている少年に対し、規則第53条第1項の規定により誓約することを求めるとき。
- (3) 保護観察に付されている少年に対し、規則第75条の規定により被害者等の心情等の伝達を行うとき。
- (4) 保護観察に付されている少年（保護観察処分少年に限る。）に対し、規則第77条第1項の規定により警告を発するとき。
- (5) その他保護観察官又は保護司が保護観察に付されている少年と面接する場合であつて、必要があると認めるとき。

第8款 出頭の命令及び引致

(出頭命令書)

第66条 規則第68条に規定する書面は、出頭命令書（様式第52号）とする。

(引致状請求書)

第67条 規則第69条第1項に規定する書面は、引致状請求書（様式第53号）とする。

(引致状の執行の嘱託)

第68条 規則第70条第1項本文の書面は、引致嘱託書（様式第54号）とする。

2 地方委員会又は保護観察所の長は、規則第70条第1項本文又は第2項の規定により
警察署長等に対し引致嘱託書を送付するときは、併せて引致状を送付するものとする。

(護送中の仮留置)

第69条 法第63条（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第6項本文の規定により引致状を執行する保護観察官は、引致状により引致した者を、同条第7項において準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第74条の規定により仮に最寄りの刑事施設又は少年鑑別所に留置するときは、当該刑事施設又は少年鑑別所の職員に当該引致状を示してその留置を求めるものとする。ただし、引致状を所持しないためこれを示すことができないときは、当該引致状の写し又は引致状が発せられていることを証する書面を示せば足りる。

(引致状執行後の措置等)

第70条 前条の保護観察官は、引致状を執行し、又は執行しなかったときは、当該引致状に所定の事項を記載して記名押印するものとする。

2 地方委員会又は保護観察所の長は、引致状が執行されなかったときは、当該引致状を発した裁判官に、これを返還するものとする。

(手錠の使用)

第71条 第69条の保護観察官は、引致状により引致した者を護送するとき又はその者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、手錠を使用することができる。

(1) 逃走すること。

(2) 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

(3) 引致状により引致した場所の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 保護観察官は、前項の規定により手錠を使用するときは、あらかじめ、地方委員会又は保護観察所の長の許可を受けなければならない。ただし、急速を要するときは、この限りでない。

3 第1項の手錠の制式は、別表のとおりとする。

第9款 被害者等の心情等の伝達

(心情等の伝達の申出)

第72条 保護観察所の長は、法第65条第1項に規定する申出については、原則として書面の提出を求めるものとする。

2 前項の書面は、心情等伝達申出書（様式第55号）とする。

（心情等の聴取の方法）

第73条 保護観察官は、規則第72条第1項の規定により被害者等から心情等の陳述を聴取したときは、心情等聴取書（様式第56号）を作成し、これを当該被害者等に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、署名押印を求めるものとする。

2 規則第72条第2項に規定する書面は、心情等記述書（様式第57号）とする。

（心情等の聴取に係る通知）

第74条 規則第73条第1項の規定による通知は、心情等聴取通知書（様式第58号）によるものとする。

2 規則第73条第2項の規定による通知は、心情等の聴取をしない旨の通知書（様式第59号）によるものとする。

（心情等の聴取に当たっての説明）

第75条 保護観察官は、規則第72条第1項の規定により被害者等から心情等の陳述を聴取するに当たっては、あらかじめ、当該被害者等に対し、次条の定めるところにより心情等の伝達を行うこと及び法第65条第1項ただし書の規定により聴取した心情等の全部又は一部を伝達しないことがあることを説明するものとする。

（心情等の伝達の方法）

第76条 規則第75条の規定による心情等の伝達は、心情等聴取書又は心情等記述書を朗読して行うものとする。

（心情等の伝達に係る通知）

第77条 規則第76条の規定による通知は、心情等伝達結果通知書（様式第60号）によるものとする。

（心情等の伝達に関する事務の嘱託）

第78条 保護観察所の長は、法第65条第2項前段の規定により申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託するときは、嘱託に係る事務の内容を明らかにした書面を、嘱託先の保護観察所の長に送付するものとする。

2 前項の嘱託を受けた保護観察所の長は、当該嘱託に係る事務が終了したときは、速やかに、その旨及び当該事務として実施した事項を記載した書面により、報告するものとする。

3 保護観察所の長は、法第65条第2項後段の規定により、他の保護観察所の長から意見を聞くときは、聴取した心情等のうち伝達しないこととする内容及びその理由を記載した書面を、当該他の保護観察所の長に送付するものとする。

第2節 保護観察処分少年

(警告)

第79条 規則第78条に規定する書面は、警告書（様式第61号）とする。

(施設送致申請)

第80条 規則第80条第1項に規定する書面は、施設送致申請書（様式第62号）とする。

2 施設送致申請書には、申請の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。

(施設送致申請に当たっての面接)

第81条 保護観察所の長は、施設送致申請をするか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、保護観察官をして、その対象となるべき保護観察処分少年と面接させるものとする。ただし、面接を行うことを困難とする特別の事情があるときは、この限りでない。

(通告)

第82条 規則第81条第1項に規定する書面は、通告書（様式第63号）とする。

2 通告書には、通告の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。

(保護観察の解除)

第83条 規則第82条第2項に規定する書面は、保護観察解除通知書（様式第64号）とする。

(保護観察の一時解除)

第84条 規則第83条第3項に規定する書面は、保護観察一時解除通知書（様式第65号）とする。

2 保護観察所の長は、保護観察の一時解除をした場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、その旨を通知するものとする。

(保護観察の一時解除の取消し)

第85条 規則第84条第3項に規定する書面は、保護観察一時解除取消通知書（様式第66号）とする。

2 保護観察所の長は、保護観察の一時解除を取り消した場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、その旨を通知するものとする。

(保護観察処分少年に係る保護観察事件の終結)

第86条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、保護観察処分少年の保護観察事件に係る事務を終結するものとする。

(1) 保護観察を解除したとき。

(2) 家庭裁判所から保護観察処分少年に対する保護処分を取り消した旨の通知を受けた

とき。

- (3) 保護観察の期間が満了したとき。
- (4) 保護観察処分少年が死亡したことを知ったとき。
- (5) 保護観察事件を移送したとき。

(保護司に対する担当終了の通知)

第87条 保護観察所の長は、前条の規定により保護観察処分少年の保護観察事件に係る事務を終結した場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、書面により、その旨を通知するものとする。ただし、保護観察の期間が満了したことにより保護観察事件に係る事務を終結した場合には、通知することを要しない。

- 2 担当保護司は、前項本文の規定による通知を受けたとき又は保護観察の期間が満了したときは、第38条第2項の規定により交付された書面その他の関係書類を保護観察所の長に返還するものとする。
- 3 第1項本文及び前項の規定は、第1項本文の担当保護司の指名を解いた場合について準用する。

第3節 少年院仮退院者

(少年院への戻し収容の申出)

第88条 法第71条に規定する申出は、戻し収容申出書（様式第67号）によるものとする。

- 2 戻し収容申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。この場合において、当該申出に係る少年院仮退院者を法第63条第2項の引致状により引致しているときは、当該引致状の謄本を併せて添付するものとする。
- 3 保護観察所の長は、第1項の申出後に、当該申出に係る少年院仮退院者を法第63条第2項の引致状により引致したときは、地方委員会に対し、引致した旨の通知書（様式第68号）に当該引致状の謄本を添付してその旨を通知するものとする。
- 4 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により法第71条に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

(少年院への戻し収容の申出に当たっての面接)

第89条 第81条の規定は、保護観察所の長が法第71条に規定する申出をするか否かを判断する場合について準用する。

(少年院への戻し収容の申請)

- 1 第90条 規則第87条第1項に規定する書面は、戻し収容申請書（様式第69号）とする。
- 2 戻し収容申請書には、申請の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添

付するものとする。この場合において、当該申請に係る少年院仮退院者を法第73条第1項の規定により留置しているときは、引致状の謄本を併せて添付するものとする。

- 3 地方委員会は、法第73条第1項の規定により留置している少年院仮退院者について、法第71条の規定による申請をしたときは、当該少年院仮退院者を留置している刑事施設の長又は少年鑑別所の長に対し、留置中の者の戻し収容の申請についての通知書（様式第70号）により、その旨を通知するものとする。ただし、急速を要するときは、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により当該留置中の者の戻し収容の申請についての通知書の写しを送付して行うことができる。
- 4 前項ただし書の場合には、事後において、速やかに、留置中の者の戻し収容の申請についての通知書を送付するものとする。
- 5 地方委員会は、法第71条に規定する申出を受けた場合において、同条の規定による申請をし、又はこれをしない旨の判断をしたときは、当該申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。
- 6 地方委員会は、家庭裁判所から法第71条の規定による申請に対する決定の通知を受けたときは、同条に規定する申出をした保護観察所の長に対し、当該決定の内容を通知するものとする。

（審理開始等の通知）

第91条 規則第88条第1項の規定による通知は、審理開始・留置通知書（甲）（様式第71号）によるものとする。ただし、急速を要するときは、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により当該審理開始・留置通知書（甲）の写しを送付して行うことができる。

- 2 前項ただし書の場合には、事後において、速やかに、審理開始・留置通知書（甲）を送付するものとする。

（留置）

第92条 地方委員会は、法第63条第2項又は第3項の引致状により引致された少年院仮退院者について、法第73条第1項の規定により留置するときは、保護観察所の長に対し、留置嘱託書（様式第72号）により、留置すべき刑事施設又は少年鑑別所への護送その他の留置のための事務を嘱託することができる。

- 2 地方委員会は、法第63条第2項又は第3項の引致状により引致された少年院仮退院者について、法第73条第1項の規定により留置するときは、保護観察官をして、引致状に所定の事項を記載して記名押印させ、これを留置すべき刑事施設の長又は少年鑑別所の長に示し当該少年院仮退院者を引き渡せるものとする。前項の規定により嘱託を受けた保護観察所の長が少年院仮退院者を留置する場合も、同様とする。
- 3 前項の場合には、引渡しを行った保護観察官をして、刑事施設の長又は少年鑑別所の

長に対し、引致状の写しを交付させるものとする。

- 4 刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、第2項の規定により少年院仮退院者の引渡しを受けたときは、当該刑事施設又は少年鑑別所の職員をして、同項の引致状に所定の事項を記載して記名押印させるものとする。
- 5 地方委員会は、少年院仮退院者を留置したときは、当該少年院仮退院者が指定する者一人又は当該少年院仮退院者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適當と認める者一人に対し、留置についての通知書（様式第73号）により、その旨を通知するものとする。
- 6 第71条の規定は、第2項の規定により保護観察官が少年院仮退院者を留置する場合について準用する。

（留置する施設の変更）

第93条 地方委員会は、法第73条第1項の規定により留置している少年院仮退院者を、他の刑事施設又は少年鑑別所に留置するときは、留置する施設の変更指揮書（様式第74号）を、当該少年院仮退院者を留置している刑事施設の長又は少年鑑別所の長に交付するものとする。この場合において、法第71条の規定による申請をしているときは、あらかじめ、当該申請を受けた家庭裁判所の意見を求めるものとする。

- 2 地方委員会は、前項前段の規定により少年院仮退院者を他の刑事施設又は少年鑑別所に留置したときは、前条第5項の規定により通知した者に対し、留置についての通知書により、その旨を通知するものとする。
- 3 地方委員会は、第1項の規定により少年院仮退院者を他の刑事施設又は少年鑑別所に留置したときは、同項後段の家庭裁判所に対し、留置する施設の変更通知書（様式第75号）により、その旨を通知するものとする。

（留置している少年院仮退院者の釈放）

第94条 地方委員会は、規則第88条第3項に規定する場合のほか、法第73条第1項の規定により留置している少年院仮退院者について、法第71条の規定による申請を受けた家庭裁判所から当該申請を棄却する旨の通知を受けたときは、直ちに、当該少年院仮退院者を釈放するものとする。

- 2 地方委員会は、法第73条第1項の規定により留置している少年院仮退院者について、法第71条の規定による申請をした場合において、留置の必要がなくなったと認めて釈放するときは、前項に規定する場合を除き、あらかじめ、当該申請を受けた家庭裁判所の意見を求めるものとする。

（釈放の指揮等）

第95条 地方委員会は、法第73条第1項の規定により留置している少年院仮退院者を釈放するときは、釈放指揮書（様式第76号）を、当該少年院仮退院者を留置している

刑事施設の長又は少年鑑別所の長に交付するものとする。ただし、急速を要するときは、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により当該釈放指揮書の写しを送付して行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、事後において、速やかに、釈放指揮書を送付するものとする。

3 地方委員会は、法第73条第1項の規定により留置している少年院仮退院者を釈放したときは、速やかに、当該少年院仮退院者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、その旨を通知するものとする。

(留置終了の通知)

第96条 刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、法第73条第1項の規定による留置を終了したときは、速やかに、当該留置をした地方委員会に対し、留置終了通知書（甲）（様式第77号）により、その旨を通知するものとする。

(少年院仮退院者の退院の申出)

第97条 法第74条第1項に規定する申出は、少年院仮退院者の退院申出書（様式第78号）によるものとする。

2 少年院仮退院者の退院申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。

3 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により、法第74条第1項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

(少年院仮退院者の退院の決定の通知等)

第98条 地方委員会は、法第74条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた少年院仮退院者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定書の謄本及び退院証明書を送付し、当該少年院仮退院者に対する交付を嘱託するものとする。

2 保護観察所の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、決定書の謄本及び退院証明書を少年院仮退院者に交付して受領書（甲）を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。

3 地方委員会は、前項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第74条第1項の決定を受けた少年院仮退院者の保護観察をつかさどる保護観察所の長及び同項の決定を受けた少年院仮退院者が仮退院した時点において収容されていた少年院の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。

4 地方委員会は、法第74条第1項の決定をしない旨の判断をしたときは、同項に規定する申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

(少年院仮退院者に係る保護観察事件の終結)

第99条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、少年院仮退院者の保護観察事件に係る事務を終結するものとする。

- (1) 少年院に戻して収容する旨の第90条第6項の通知を受けたとき。
- (2) 前条第3項の規定による通知を受けたとき。
- (3) 家庭裁判所から少年院仮退院者に対する保護処分を取り消した旨の通知を受けたとき。
- (4) 保護観察の期間が満了したとき。
- (5) 少年院仮退院者が死亡したことを知ったとき。
- (6) 保護観察事件を移送したとき。

2 第87条の規定は、前項の規定により少年院仮退院者の保護観察事件に係る事務を終結した場合又は担当保護司の指名を解いた場合について準用する。

第4節 仮釈放者

(仮釈放の取消しの申出)

第100条 規則第92条に規定する書面は、仮釈放取消申出書（様式第79号）とする。

- 2 仮釈放取消申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。この場合において、当該申出に係る仮釈放者を法第63条第2項の引致状により引致しているときは、当該引致状の謄本を併せて添付するものとする。
- 3 第88条第3項の規定は、法第75条第2項に規定する申出後に、当該申出に係る仮釈放者を法第63条第2項の引致状により引致した場合について準用する。
- 4 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により、法第75条第2項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

(仮釈放の取消しの申出に当たっての面接)

第101条 第81条の規定は、保護観察所の長が法第75条第2項に規定する申出をするか否かを判断する場合について準用する。

(仮釈放の取消事由の通知)

第102条 規則第93条に規定する書面は、仮釈放取消事由通知書（様式第80号）とする。

- 2 仮釈放取消事由通知書には、刑法第29条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する事由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。

(仮釈放の取消事由の通知に当たっての面接)

第103条 保護観察所の長は、規則第93条の規定による通知をするに当たっては、保護観察官をして、その対象となるべき仮釈放者と面接させるものとする。ただし、面接を行うことを困難とする特別の事情があるときは、この限りでない。

(審理開始等の通知)

第104条 第91条の規定は、規則第94条において準用する規則第88条第1項の規定による通知をする場合について準用する。

(留置)

第105条 第92条の規定は、法第63条第2項又は第3項の引致状により引致された仮釈放者を法第76条第1項の規定により留置する場合について準用する。

(留置する施設の変更)

第106条 第93条第1項前段及び第2項の規定は、法第76条第1項の規定により留置している仮釈放者を、他の刑事施設又は少年鑑別所に留置する場合について準用する。
(釈放の指揮等)

第107条 第95条の規定は、法第76条第1項の規定により留置している仮釈放者を釈放する場合について準用する。

(留置終了の通知)

第108条 刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、法第76条第1項の規定による留置を終了したときは、速やかに、当該留置をした地方委員会に対し、留置終了通知書（甲）により、その旨を通知するものとする。

2 地方委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、当該通知に係る仮釈放者が仮釈放の時点において収容されていた刑事施設の長又は少年院の長及び刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、留置終了通知書（乙）（様式第81号）により、その旨を通知するものとする。

(仮釈放を取り消した場合の措置)

第109条 地方委員会は、法第75条第1項の決定をした場合において、当該決定を受けた仮釈放者が矯正施設に収容され、又は留置されているときは、速やかに、当該矯正施設の長に対し、仮釈放取消等決定通知書（様式第82号）により、その旨を通知するものとする。この場合において、地方委員会は、当該矯正施設の長に対し、仮釈放取消等決定通知書とともに決定書の謄本を送付するものとする。

2 前項の場合において、同項前段の仮釈放者が刑事施設に収容され、又は留置されているときは、同項後段の規定により送付する決定書の謄本は、2通とする。

3 矯正施設の長は、第1項後段の規定により決定書の謄本の送付を受けたときは、速やかに、受領書（乙）（様式第83号）を作成し、これを同項の地方委員会に送付するとともに、当該決定書の謄本を、同項前段の仮釈放者に交付するものとする。

4 地方委員会は、法第75条第1項の決定をした場合において、当該決定を受けた仮釈放者が矯正施設に収容され、又は留置されていないときは、速やかに、当該仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長又はその現在地を管轄する保護観察所の長に対し、決定書の謄本を送付し、当該仮釈放者に対する交付を嘱託するものとする。

- 5 保護観察所の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、速やかに、決定書の謄本を同項の仮釈放者に交付して受領書（甲）を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。
- 6 地方委員会は、法第75条第1項の決定をした場合において、当該決定を受けた仮釈放者が刑事施設に収容され、又は留置されていないときは、速やかに、当該仮釈放者の現在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官に対し、収容依頼書（様式第84号）により、その旨を通知するものとする。この場合において、地方委員会は、当該検察官に対し、収容依頼書とともに決定書の謄本2通を送付するものとする。
- 7 前項の場合において、仮釈放者の現在地が明らかでないときは、地方委員会の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に通知するものとする。
- 8 地方委員会は、第3項の受領書（乙）又は第5項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第75条第1項の決定を受けた仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。
- 9 地方委員会は、第3項の受領書（乙）又は第5項の受領書（甲）の送付を受けたときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、仮釈放取消等決定通知書により、法第75条第1項の決定について通知するものとする。この場合において、検察庁から当該決定を受けた仮釈放者について、執行事務規程第54条に規定する仮釈放者再犯通知書を受理しているときは、当該検察庁の検察官に対しても、仮釈放取消等決定通知書により、通知するものとする。

（仮釈放を取り消す旨の決定をしない旨の判断をした場合の通知）

第110条 地方委員会は、法第75条第2項に規定する申出又は規則第93条の規定による通知を受けた場合において、法第75条第1項の決定をしない旨の判断をしたときは、当該申出又は通知をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

（保護観察の停止の申出）

第111条 規則第97条第1項の書面は、保護観察停止申出書（様式第85号）とする。

2 保護観察停止申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。

3 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により、法第77条第1項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

（保護観察の停止に関する決定等の通知）

第112条 地方委員会は、法第77条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対しては決定通知書により、当該決定を受けた仮釈放者が仮釈放の時点において収容されていた刑事施設の長又は少年院の長

及び刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対しては保護観察停止等決定通知書（様式第86号）により、それぞれその旨を通知するものとする。

- 2 保護観察所の長は、前項の規定による通知を受けた場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 地方委員会は、法第77条第1項の決定をしない旨の判断をしたときは、同項に規定する申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

（所在判明の通知）

第113条 規則第97条第3項の規定による通知は、所在判明通知書（様式第87号）によるものとする。

（保護観察の停止を解いた場合等の措置）

第114条 地方委員会は、法第77条第2項の決定をした場合において、当該決定を受けた仮釈放者が矯正施設に収容され、又は留置されているときは、速やかに、当該矯正施設の長に対し、保護観察停止等決定通知書により、その旨を通知するものとする。この場合において、地方委員会は、当該矯正施設の長に対し、保護観察停止等決定通知書とともに決定書の謄本を送付するものとする。

- 2 矯正施設の長は、前項後段の規定により決定書の謄本の送付を受けたときは、速やかに、受領書（乙）を作成し、これを同項の地方委員会に送付するとともに、当該決定書の謄本を、同項前段の仮釈放者に交付するものとする。
- 3 地方委員会は、法第77条第2項の決定をした場合において、当該決定を受けた仮釈放者が、矯正施設に収容され、又は留置されていないときは、速やかに、当該仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長又はその現在地を管轄する保護観察所の長に対し、決定書の謄本を送付し、当該仮釈放者に対する交付を嘱託するものとする。
- 4 保護観察所の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、速やかに、決定書の謄本を同項の仮釈放者に交付して受領書（甲）を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。
- 5 地方委員会は、第2項の受領書（乙）又は前項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第77条第2項の決定を受けた仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。
- 6 地方委員会は、第2項の受領書（乙）又は第4項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第77条第2項の決定を受けた仮釈放者が仮釈放の時点において収容されていた刑事施設の長又は少年院の長及び刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、保護観察停止等決定通知書により、当該決定について通知するものとする。この場合において、当該仮釈放者について、同条第1項の決定をした地方委員会が他の地方

委員会である場合には、当該他の地方委員会に対しても、通知するものとする。

7 第112条第2項の規定は、保護観察所の長が第5項の規定による通知を受けた場合について準用する。

8 地方委員会は、規則第97条第3項の規定による通知を受けた場合において、法第77条第2項の決定をしない旨の判断をしたときは、当該通知をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

(保護観察の停止中の者を引致した場合の通知)

第115条 地方委員会は、法第77条第1項の規定により保護観察を停止されている仮釈放者を法第63条第3項の引致状により引致したときは、当該仮釈放者が仮釈放の時点において収容されていた刑事施設の長又は少年院の長、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官及び当該仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、保護観察停止解除通知書（様式第88号）により、その旨及びこれにより保護観察の停止が解かれた旨を通知するものとする。

2 保護観察所の長は、法第77条第1項の規定により保護観察を停止されている仮釈放者を法第63条第2項の引致状により引致したときは、当該仮釈放者が仮釈放の時点において収容されていた刑事施設の長又は少年院の長、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官及び当該仮釈放者について法第77条第1項の決定をした地方委員会に対し、保護観察停止解除通知書により、その旨及びこれにより保護観察の停止が解かれた旨を通知するものとする。

3 第112条第2項の規定は、保護観察所の長が第1項の規定による通知を受けた場合又は前項の場合について準用する。

(保護観察の停止の取消事由の通知)

第116条 規則第97条第4項の規定による通知は、保護観察停止取消事由通知書（様式第89号）によるものとする。

(保護観察の停止を取り消した場合等の措置)

第117条 第114条第1項から第7項までの規定は、地方委員会が法第77条第7項の決定をした場合について、第114条第8項の規定は、地方委員会が、規則第97条第4項の規定による通知を受けた場合において、法第77条第7項の決定をしない旨の判断をしたときについて、それぞれ準用する。

(仮釈放者の不定期刑の終了の申出等)

第118条 法第78条第1項に規定する申出は、仮釈放者の不定期刑終了申出書（様式第90号）によるものとする。

2 仮釈放者の不定期刑終了申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。

3 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により、法第78条第1項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

(仮釈放者の不定期刑の終了の決定の通知等)

第119条 地方委員会は、法第78条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定書の謄本及び不定期刑終了証明書を送付し、当該仮釈放者に対する交付を嘱託するものとする。

2 保護観察所の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、決定書の謄本及び不定期刑終了証明書を仮釈放者に交付して受領書（甲）を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。

3 地方委員会は、前項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第78条第1項の決定を受けた仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。

4 地方委員会は、第2項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第78条第1項の決定を受けた仮釈放者が仮釈放の時点において収容されていた刑事施設の長又は少年院の長、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官及び当該仮釈放者の戸籍事務を管掌する市区町村長（以下「本籍地市区町村長」という。）に対し、不定期刑終了決定通知書（様式第91号）により、その旨を通知するものとする。

5 地方委員会は、法第78条第1項の決定をしない旨の判断をしたときは、同項に規定する申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

(仮釈放者に係る保護観察事件の終結)

第120条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、仮釈放者の保護観察事件に係る事務を終結するものとする。

- (1) 第109条第8項の規定による通知を受けたとき。
- (2) 前条第3項の規定による通知を受けたとき。
- (3) 刑法第32条の規定により刑の時効が完成したとき。
- (4) 大赦が行われたとき又は特赦状若しくは刑の執行の免除状の送付を受けたとき。
- (5) 受入受刑者（国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）第2条第9号に規定する者をいう。以下同じ。）である仮釈放者について、共助刑の執行の免除状の送付を受けたとき。
- (6) 保護観察の期間が満了したとき。
- (7) 仮釈放者が死亡したことを知ったとき。
- (8) 保護観察事件を移送したとき。
- (9) 第5号に掲げる者について、第3号及び第5号から前号までに掲げる場合のほか、

共助刑の執行を受けることがなくなったとき。

- 2 保護観察所の長は、前項第6号に掲げる事由により保護観察事件に係る事務を終結したときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官及び本籍地市区町村長に対し、仮釈放等期間満了通知書（様式第92号）により、その旨を通知するものとする。この場合において、受入受刑者である仮釈放者については、本籍地市区町村長に対する通知は要しない。
- 3 保護観察所の長は、第1項第7号に掲げる事由により仮釈放者の保護観察事件に係る事務を終結したときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、死亡通知書（様式第93号）により、その旨を通知するものとする。
- 4 保護観察所の長は、法第77条第1項の規定により保護観察を停止されている仮釈放者について、第1項第7号に掲げる事由により仮釈放者の保護観察事件に係る事務を終結したときは、法第77条第1項の決定をした地方委員会に対し、死亡通知書により、その旨を通知するものとする。
- 5 第87条の規定は、第1項の規定により仮釈放者の保護観察事件に係る事務を終結した場合又は担当保護司の指名を解いた場合について準用する。

第5節 保護観察付執行猶予者

（検察官への申出）

第121条 規則第101条に規定する書面は、刑の執行猶予の言渡しの取消申出書（様式第94号）とする。

- 2 刑の執行猶予の言渡しの取消申出書には、その写し及び申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。この場合において、当該申出に係る保護観察付執行猶予者を法第80条第1項の規定により留置しているときは、法第63条第2項の引致状の謄本を併せて添付するものとする。
- 3 保護観察所の長は、前項の保護観察付執行猶予者が留置されていない場合において、その住居に変更があったときは、速やかに、同項の申出を受けた検察官に対し、その旨を通知するものとする。刑事訴訟法第349条第1項の請求がなされているときは、当該請求を受けた裁判所に対しても、通知するものとする。

（検察官への申出に当たっての面接）

第122条 第81条の規定は、保護観察所の長が法第79条の規定による申出をするか否かを判断する場合について準用する。

（審理開始等の通知）

第123条 第91条の規定は、規則第102条において準用する規則第88条第1項の規定による通知をする場合について準用する。

（留置）

第124条 第92条第2項前段及び第3項から第6項までの規定は、法第63条第2項の引致状により引致した保護観察付執行猶予者を法第80条第1項の規定により留置する場合について準用する。

(留置期間の延長に関する通知)

第125条 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者について、刑事訴訟法第349条第1項の請求を受けた裁判所から、留置期間を延長する決定に係る裁判書の謄本を受理したときは、当該保護観察付執行猶予者を留置している刑事施設の長又は少年鑑別所の長に対し、留置期間の延長通知書（様式第95号）により、その旨を通知するものとする。

(留置する施設の変更)

第126条 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者を他の刑事施設又は少年鑑別所に留置するときは、留置する施設の変更指揮書を当該保護観察付執行猶予者を留置している刑事施設の長又は少年鑑別所の長に交付するものとする。

2 前項の場合において、法第79条の規定による申出をしているときは、当該申出を受けた検察官の意見を求めるものとする。検察官から刑事訴訟法第349条第1項の請求がなされている場合における当該請求を受けた裁判所についても、同様とする。

3 保護観察所の長は、第1項の規定により保護観察付執行猶予者を他の刑事施設又は少年鑑別所に留置したときは、第124条において準用する第92条第5項の規定により通知した者に対し、留置についての通知書により、その旨を通知するものとする。

4 保護観察所の長は、第1項の規定により保護観察付執行猶予者を他の刑事施設又は少年鑑別所に留置したときは、第2項前段の検察官に対し、留置する施設の変更通知書により、その旨を通知するものとする。同項後段の裁判所についても、同様とする。

(留置している保護観察付執行猶予者の釈放)

第127条 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者について、法第79条の規定による申出を受けた検察官又は刑事訴訟法第349条第1項の請求を受けた裁判所から留置の必要がない旨の通知を受けたときは、直ちに、当該保護観察付執行猶予者を釈放するものとする。

2 保護観察所の長は、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者について、留置の必要がなくなったと認めて釈放する場合において、法第79条の規定による申出をしているときは、前項に規定する場合を除き、当該申出を受けた検察官の意見を求めるものとする。検察官から刑事訴訟法第349条第1項の請求がなされている場合における当該請求を受けた裁判所についても、同様とする。

(釈放の指揮等)

第128条 第95条第1項及び第2項の規定は、保護観察所の長が、法第80条第1項の規定により留置している保護観察付執行猶予者を釈放する場合について準用する。

(留置終了の通知)

第129条 刑事施設の長又は少年鑑別所の長は、法第80条第1項の規定による留置を終了したときは、速やかに、当該留置をした保護観察所の長に対し、留置終了通知書(甲)により、その旨を通知するものとする。

- 2 保護観察所の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、留置終了通知書(丙)(様式第96号)により、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の場合において、法第79条の規定による申出をしているときは、当該申出を受けた検察官に対し、留置終了通知書(丙)により、その旨を通知するものとする。検察官から刑事訴訟法第349条第1項の請求がなされている場合における当該請求を受けた裁判所についても、同様とする。

(保護観察の仮解除の申出)

第130条 法第81条第1項に規定する申出は、仮解除申出書(様式第97号)によるものとする。

- 2 仮解除申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。
- 3 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により、法第81条第1項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

(仮解除の決定の通知等)

第131条 地方委員会は、法第81条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定書の謄本を送付し、当該保護観察付執行猶予者に対する交付を嘱託するものとする。

- 2 保護観察所の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、決定書の謄本を保護観察付執行猶予者に交付して受領書(甲)を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。
- 3 保護観察所の長は、前項の規定により決定書の謄本を交付するときは、仮解除期間における遵守事項通知書(様式第98号)を、併せて交付するものとする。
- 4 地方委員会は、第2項の受領書(甲)の送付を受けたときは、法第81条第1項の決定を受けた保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。
- 5 地方委員会は、第2項の受領書(甲)の送付を受けたときは、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に

対し、仮解除等決定通知書（様式第99号）により、当該決定について通知するものとする。

- 6 保護観察所の長は、第4項の規定による通知を受けた場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、その旨を通知するものとする。
- 7 地方委員会は、法第81条第1項の決定をしない旨の判断をしたときは、同項に規定する申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

（仮解除取消しの申出）

第132条 法第81条第5項に規定する申出は、仮解除取消申出書（様式第100号）によるものとする。

- 2 仮解除取消申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。
- 3 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定により、法第81条第5項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

（仮解除取消しの決定の通知等）

第133条 地方委員会は、法第81条第5項の決定をした場合において、当該決定を受けた保護観察付執行猶予者が矯正施設に収容され、又は留置されているときは、速やかに、当該矯正施設の長に対し、決定書の謄本を送付するものとする。

- 2 矯正施設の長は、前項の規定により決定書の謄本の送付を受けたときは、速やかに、受領書（乙）を作成し、これを同項の地方委員会に送付するとともに、当該決定書の謄本を、同項の保護観察付執行猶予者に交付するものとする。
- 3 地方委員会は、法第81条第5項の決定をした場合において、当該決定を受けた保護観察付執行猶予者が矯正施設に収容され、又は留置されていないときは、速やかに、当該保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所の長又はその現在地を管轄する保護観察所の長に対し、決定書の謄本を送付し、当該保護観察付執行猶予者に対する交付を嘱託するものとする。
- 4 保護観察所の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、速やかに、決定書の謄本を同項の保護観察付執行猶予者に交付して受領書（甲）を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。
- 5 地方委員会は、第2項の受領書（乙）又は前項の受領書（甲）の送付を受けたときは、法第81条第5項の決定を受けた保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。
- 6 地方委員会は、第2項の受領書（乙）又は第4項の受領書（甲）の送付を受けたときは、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所に

対応する検察庁の検察官に対し、仮解除等決定通知書により、その旨を通知するものとする。

- 7 保護観察所の長は、第5項の規定による通知を受けた場合において、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、その旨を通知するものとする。
- 8 地方委員会は、法第81条第5項の決定をしない旨の判断をしたときは、同項に規定する申出をした保護観察所の長に対し、審理結果通知書により、その旨を通知するものとする。

(保護観察付執行猶予者に係る保護観察事件の終結)

第134条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、保護観察付執行猶予者の保護観察事件に係る事務を終結するものとする。

- (1) 検察庁から執行事務規程第46条第2項の規定による刑の執行猶予の言渡しの取消しがあった旨の通知を受けたとき。
 - (2) 大赦が行われたとき又は特赦状の送付を受けたとき。
 - (3) 保護観察の期間が満了したとき。
 - (4) 保護観察付執行猶予者が死亡したことを知ったとき。
 - (5) 保護観察事件を移送したとき。
- 2 保護観察所の長は、前項第4号に掲げる事由により保護観察事件に係る事務を終結したときは、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、死亡通知書により、その旨を通知するものとする。
 - 3 第87条の規定は、第1項の規定により保護観察付執行猶予者の保護観察事件に係る事務を終結した場合又は担当保護司の指名を解いた場合について準用する。

第6節 婦人補導院仮退院者

(婦人補導院からの仮退院の取消しの申出)

第135条 規則第107条に規定する書面は、婦人補導院からの仮退院取消申出書（様式第101号）とする。

- 2 婦人補導院からの仮退院取消申出書には、申出の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類を添付するものとする。この場合において、当該申出に係る婦人補導院仮退院者を売春防止法第26条第2項において準用する法第63条第2項の引致状により引致しているときは、当該引致状の謄本を併せて添付するものとする。
- 3 第88条第3項の規定は、売春防止法第27条第1項に規定する申出後に、当該申出に係る婦人補導院仮退院者を売春防止法第26条第2項において準用する法第63条第2項の引致状により引致した場合について準用する。
- 4 第12条の規定は、規則第110条第1項において準用する規則第16条の規定によ

り、売春防止法第27条第1項に規定する申出を取り下げる場合について準用する。

(婦人補導院からの仮退院の取消しの申出に当たっての面接)

第136条 第81条の規定は、保護観察所の長が売春防止法第27条第1項に規定する申出をするか否かを判断する場合について準用する。

(審理開始等の通知)

第137条 第91条の規定は、規則第108条第1項において準用する規則第88条第1項の規定による通知をする場合について準用する。

(留置)

第138条 第92条の規定は、売春防止法第26条第2項において準用する法第63条第2項又は第3項の引致状により引致された婦人補導院仮退院者を売春防止法第27条第2項において準用する法第73条第1項の規定により留置する場合について準用する。この場合において、第92条第1項から第4項まで中「少年鑑別所」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。

2 地方委員会は、売春防止法第26条第2項において準用する法第63条第2項又は第3項の引致状により引致された婦人補導院仮退院者を刑事施設に留置したときは、当該刑事施設の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に対し、審理開始・留置通知書(乙)(様式第102号)により、その旨を通知するものとする。次条の規定により刑事施設に留置している婦人補導院仮退院者を婦人補導院に留置したときも、同様とする。

(留置する施設の変更)

第139条 第93条第1項前段及び第2項の規定は、売春防止法第27条第2項において準用する法第73条第1項の規定により留置している婦人補導院仮退院者を他の刑事施設又は婦人補導院に留置する場合について準用する。

(釈放の指揮等)

第140条 第95条の規定は、売春防止法第27条第2項において準用する法第73条第1項の規定により留置している婦人補導院仮退院者を釈放する場合について準用する。この場合において、第95条第1項中「少年鑑別所の長」とあるのは、「婦人補導院の長」と読み替えるものとする。

(留置終了の通知)

第141条 刑事施設の長又は婦人補導院の長は、売春防止法第27条第2項において準用する法第73条第1項の規定による留置を終了したときは、速やかに、当該留置をした地方委員会に対し、留置終了通知書(甲)により、その旨を通知するものとする。

2 地方委員会は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該通知に係る婦人補導院仮退院者が婦人補導院からの仮退院の時点において収容されていた婦人補導院の長及び売春防止法第17条第1項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所に対応

する検察庁の検察官に対し、留置終了通知書（乙）により、その旨を通知するものとする。

（婦人補導院からの仮退院を取り消した場合の措置）

第142条 地方委員会は、売春防止法第27条第1項の決定をした場合において、当該決定を受けた婦人補導院仮退院者が刑事施設若しくは婦人補導院に収容され、又は留置されているときは、速やかに、当該刑事施設の長又は婦人補導院の長に対し、仮釈放取消等決定通知書により、その旨を通知するものとする。この場合において、地方委員会は、当該刑事施設の長又は婦人補導院の長に対し、仮釈放取消等決定通知書とともに決定書の謄本を送付するものとする。

- 2 刑事施設の長又は婦人補導院の長は、前項後段の規定により決定書の謄本の送付を受けたときは、速やかに、受領書（乙）を作成し、これを同項の地方委員会に送付するとともに、当該決定書の謄本を、同項前段の婦人補導院仮退院者に交付するものとする。
- 3 地方委員会は、売春防止法第27条第1項の決定をした場合において、当該決定を受けた婦人補導院仮退院者が刑事施設若しくは婦人補導院に収容され、又は留置されていないときは、速やかに、当該婦人補導院仮退院者の保護観察をつかさどる保護観察所の長又はその現在地を管轄する保護観察所の長に対し、決定書の謄本を送付し、当該婦人補導院仮退院者に対する交付を嘱託するものとする。
- 4 保護観察所の長は、前項の規定による嘱託を受けたときは、速やかに、決定書の謄本を同項の婦人補導院仮退院者に交付して受領書（甲）を徴し、これを同項の地方委員会に送付するものとする。
- 5 地方委員会は、売春防止法第27条第1項の決定をした場合において、当該決定を受けた婦人補導院仮退院者が婦人補導院に収容され、又は留置されていないときは、速やかに、当該婦人補導院仮退院者の現在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官に対し、仮釈放取消等決定通知書により、その旨を通知するものとする。この場合において、地方委員会は、当該検察官に対し、仮釈放取消等決定通知書とともに決定書の謄本を送付するものとする。
- 6 前項の場合において、婦人補導院仮退院者の現在地が明らかでないときは、地方委員会の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に通知するものとする。
- 7 地方委員会は、第2項の受領書（乙）又は第4項の受領書（甲）の送付を受けたときは、売春防止法第27条第1項の決定を受けた婦人補導院仮退院者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、当該決定について通知するものとする。
- 8 地方委員会は、第2項の受領書（乙）又は第4項の受領書（甲）の送付を受けたときは、売春防止法第17条第1項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、仮釈放取消等決定通知書により、同法第27条第1